

一般社団法人日本睡眠学会 理事及び監事選任に関する施行細則

第1章 総 則

(選任)

第1条 評議員会は、この細則により選出された理事、監事候補者に対して承認を与えることにより理事及び監事を選任する。

(選出時期)

第2条 理事は、2年毎に原則としてその定数の半数を改選する。

2 監事は、2年毎にその定数の全部を改選する。

(理事の任期の特則)

第3条 理事の在任期間は、当該理事が評議員会において理事として選任された後、定款の規定により任期満了となる2年後の定時評議員会において当然に理事候補者となり再任されることにより、2期4年とする。ただし、当該理事が再任される年の3月31日現在で満66歳以上となる場合は、理事候補者とはせず、1期2年とする。

第2章 理事候補者の選出

(選出方法)

第4条 理事候補者は、評議員による選挙（以下、「理事選挙」という。）によってこれを選出する。

(選挙管理委員会)

第5条 理事選挙の管理・執行の業務を行うため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員（委員長を含む。）は、理事長がこれを委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員の任期は、委嘱された日から始まり当該選挙結果が確定する日までとする。

(選挙人並びに被選挙人)

第6条 理事選挙の選挙人は、選出の行われる年の評議員会に出席した評議員とし、委任状による投票は認めない。

2 理事選挙の被選挙人は、選出が行われる年の3月31日現在で満65歳以下の評議員とする。ただし、第3条の規定により非改選の理事候補者となる者は除く。

(被選挙人名簿)

第7条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を作成し、これを公示する。

(投票)

第8条 投票は無記名とし、改選する理事の定数を上限として、被選挙人名簿からこれを選択方法とする。

(投票の無効)

第9条 次の各号に該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 規定人数を超えて記載したもの
- (3) 判読不能なもの

(当選者の決定)

第10条 得票数の上位から理事会においてあらかじめ定めた数までの順位の者を理事候補者とする。

2 得票数の同じ者が複数いる場合には次の優先順位に従って当選者を決定する。

- (1) 生年月日の早い方
- (2) 会員歴の長い方
- (3) 生年月日、会員歴とも同じ場合は、選挙管理委員長がくじ引きで決める。

(特任理事候補者)

第11条 現職の理事長が理事長としての在任期間が2年以内の場合で、かつ、定年規定（第3条ただし書き及び第6条第2項）により理事候補者になれない場合に限り、理事会の決議により、当該理事長を特任理事候補者とすることができる。

2 前項の規定により選任された理事の任期は、1期2年限りとし、再任することはできない。

第3章 監事候補者の選出

(選出方法)

第12条 監事候補者は、次条の要件を満たす会員の中から、本人の承諾を得たうえで、理事長の推薦に基づき理事会が選出する。

(監事候補者の資格)

第13条 監事候補者は、次のいずれも満たす者でなければならない。

(1) 理事経験があること

(2) 選出が行われる年の3月31日現在で満66歳以上72歳以下であること

第4章 雜 則

(委任)

第14条 この細則に定めのない事項で理事選挙に必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

(細則の変更)

第15条 この細則は、理事会の決議により変更する。

附則

1. この細則は、平成29年3月4日から施行する。
2. 2023年開催の定時評議員会において選任する理事候補者の選出については、第6条第1項の規定は適用せず、理事選挙の選挙人は評議員とし、投票は事前に郵送により行う。
3. 前項の規定は2023年開催の定時評議員会の終結のときに効力を失い、そのときをもって本項とともに削除する。

細則改定：令和4年11月12日